破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８９号
島根県出雲市斐川町荘原485番地40市営湖西住宅１－３
債務者　湯淺　　**潔**
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第４３０３号
大阪府東大阪市足代２丁目７番４号、前住所大阪府東大阪市足代南２丁目１番２号
債務者　坂　　建志
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６１号
大阪府八尾市志紀町２丁目45番地　小枝ビル１304号、前住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅15―705号
債務者　西村　裕幸
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１４号
大阪府高槻市津之江町３丁目35番10―301号
債務者　今川　圭司
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２１号
大阪市此花区高見１丁目５番44―1105号、前住所大阪市此花区高見１丁目４番56―906号
債務者　橋本けい子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７７号
大阪府交野市星田７丁目39番４号、前住所大阪府交野市梅が枝26番307号
債務者　石川美智子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３８５号
大阪府摂津市千里丘４丁目12番23―210号
債務者　京井　裕俊
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８１号
大阪府東大阪市大蓮北２丁目４番18号
債務者　鈴木　豊一
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７４号
大阪市生野区小路東４丁目14番１号　シャトー村井Ⅱ401、前住所大阪府大東市新町15番12号　生沢ハイツ205号
債務者　吉本行吉こと　全　　**行吉**
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番３―110号、前住所大阪市旭区新森７丁目15番32号
債務者　佐藤　二郎
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６号
三重県志摩市大王町波切1058番地３
債務者　椿　　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１９２２号
愛知県春日井市中央通２丁目57番地　ジョイフル梶田304号
債務者　久手堅榮治
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８７号
愛知県東海市名和町寝覚１番地の39
債務者　岩崎　朝子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８３号
高知市寿町11番14号　寿ハウス401号
債務者　問可千佳子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８５号
高知市大谷公園町９番９号　ホワイトハイツ原101号
債務者　伊良波博之
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８８号
高知市桜井町２丁目４番33号　桜井サンコーポⅡ・202号
債務者　難波　浩次
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９２号
高知市愛宕町２丁目22番14号　愛宕コーポ103
債務者　前田　佳**廣**
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　高知地方裁判所破産係